

ハワイから合衆国本土への食品および農産物の郵送

合衆国農務省 (U.S. Department of Agriculture, USDA) 動植物衛生検査部 (Animal and Plant Health Inspection Service, APHIS) では、生の果物、野菜、特定の種類の植物・花などさまざまな農産物のハワイから米国本土への持ち込みを禁止または制限しています。こうした措置が実施されている理由は、禁止または制限されている農産物に危険な侵略性の害虫や疫病等が潜伏している可能性があるためです。たった1片の危険な侵略性の害虫や疫病等が含まれた果物や植物が原因となって、数百万ドルの被害が生じ、高額な根絶作業や輸出入の収益喪失、食品価格の高騰につながる可能性があります。

生の果物・野菜・植物・花、植物・木材製品を含めた全ての農産物は、航空貨物事務所、郵便局、その他の配送業者に持ち込む前に、APHISによる検査を受け、害虫等がないことを確認する必要があります。禁止農産物を違法で郵送した者は刑事・民事罰の対象となる場合があります。

生の果物・野菜

生の果物・野菜には、特定の侵略性害虫・疫病が持ち込まれる危険性があるため、ハワイから合衆国本土への輸送・郵送が禁じられています。しかし、いくつか例外があります。生のパイナップルとココヤシの実は検査後に許可されます。生のパパイヤ、アビウ、アテモヤ、バナナ、カレーリーフ、ドラゴンフルーツ、リュウガン、ライチ、マンゴスチン、ランブータン、ゴレンシ、スイートポテトは許可されますが、USDA認可施設で処理し、適切な表示とマークを貼付した後、密封した状態で梱包することが条件です。

加工された果物や野菜の輸送・郵送は許可されています。加工方法には調理や乾燥、冷凍などがあります。冷凍加工の場合、検査時に全ての果実が固く凍結している必要があります。冷凍マンゴは種を取り除いた状態にする必要があります。

認可されている加工方法に関しては、APHISまでお問い合わせください。ハワイ州内各地域のAPHIS事務所の電話番号は、次のページに記載されています。

検査後にハワイから合衆国本土への持ち込みが許可されている一般的な物品

- 海浜部の砂
- ココヤシの実
- 市販の缶入り食品
- 乾燥した種子と装飾品
- 生花、レイ、落葉 (かんきつ類またはかんきつ類植物に関連する花、葉その他の部分、ヒスイカズラ、マウナロア)
- ヒナヒナ (サルオガセモドキ)
- アイリッシュポテトまたはジャガイモ
- 生のパイナップル
- パパイヤ、アビウ、アテモヤ、バナナ、カレーリーフ、ドラゴンフルーツ、リュウガン、ライチ、マンゴスチン、ランブータン、ゴレンシ、スイートポテト等の加工済み果物¹
- 植物・切り枝等²
- 岩石
- カタツムリの殻を除く貝殻
- 種子製のレイと宝飾品
- 樹木 (流木や木製の棒を含む) とイバラ (乾燥させたもの)



¹ これらの果物はUSDA認可施設で処理し、適切な表示とマークを付けた箱で梱包する必要があります。

² 根が付いた植物等の認可取得については、ハワイ農務省までお問い合わせください。

ハワイから合衆国本土への持ち込みが禁止されている一般的なハワイ産の物品

- 生の果物・野菜 (許可されているものを除く)
- 全ての液果類 (コーヒーの実とハマベブドウを含む)
- 植物としてのサボテンまたはその一部
- 綿の木 (ワタの蒴果を含む)
- ヒスイカズラ、マウナロアの生花
- キカニアと生鮮タコノキ (パンダーヌス) の果実
- 生きている昆虫・カタツムリ
- 実の付いた種子と種子のさや
- 土と土に植えられている植物
- サトウキビ
- ザゼンソウ (アンチョイ)
- スイートポテト (生)
- バイカウツギ



この情報は変更されることがあります。最新情報については以下の地域のAPHIS事務所までお問い合わせください:

Honolulu	(808) 834-3220
Kona	(808) 326-1252
Kauai	(808) 632-2511
Hilo	(808) 933-6930
Maui	(808) 877-5261

植物・切り枝等の認可取得方法については、以下のハワイ州農務省までお問い合わせください:

Honolulu	(808) 832-0566
Hilo	(808) 974-4141
Kauai	(808) 241-7135
Maui	(808) 872-3848
Kona	(808) 326-1077

詳細情報についてはAPHISウェブサイト (www.aphis.usda.gov/travel) をご覧下さい。